

婚姻届(外国人と日本方式で婚姻する場合の記入例)

- 届出できる場所…夫または妻の本籍地・所在地(結婚式の挙行地含む)
- 必要なもの…外国人がその本国法上定める婚姻要件を満たしていることを証明する書類(婚姻要件具備証明書など)と日本語訳文(訳者の署名が必要です)
外国人のパスポート、日本人は、本籍地に提出しない場合は戸籍謄本
- 外国人と婚姻した人の氏…外国人の方と婚姻される場合でも日本人の氏は変わりません。
外国人配偶者の氏に変更する場合は、婚姻後6か月以内であれば外国人との婚姻による氏の変更届(戸107条の2項届出)により外国人配偶者の氏に変更できます。この場合家庭裁判所の許可は不要です。ただし、通称名への変更は家庭裁判所の許可が必要です。

婚姻届

平成 23 年 1 月 7 日届出

神戸市須磨区長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日 第 号					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

中国人、朝鮮人など氏名を漢字で表記するもの以外や正しい日本語文字に対応しないものはカタカナで記入してください。

外国人の場合、生年月日は西暦で記入してください。

外国人の場合、外国人登録地もしくは外国の住所を記入してください。

外国人の場合、国名を記入してください(略称でもよい)。

外国人と結婚した人が戸籍の筆頭者でないときは新しい戸籍ができます。
氏を選択は不要です。

妻が再婚の場合は、待婚期間(6か月)が経過していること。

添付書類を記入してください。

外国人の場合、原則として本国名(語)で署名してください。
押印の習慣のない国の人は署名のみです。

本届書中
字加入
字消除
字訂正
甲野

	夫になる人	妻になる人
(よみかた)		この まさみ
(1) 氏名	ベルナル マイケル	甲野 正美
生年月日	西暦1984年2月5日	昭和58年9月27日
住所	名古屋市緑区青山2丁目 15番	名古屋市昭和区阿由地3丁目 19番
本籍	アメリカ合衆国	神戸市須磨区大黒町4丁目 1番
父母の氏名	父 ベルナル トム 母 ベルナル メアリー	父 甲野 秀夫 母 道子
婚姻後の夫婦の氏	新本籍(左の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 神戸市須磨区大黒町4丁目 1番	
同居を始めたとき	平成 22 年 12 月	
初婚・再婚の別	初婚 再婚 初婚 再婚	
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業	
添付書類	婚姻要件具備証明書とその訳文	
届出人	夫 Michel Bellnare 印	妻 甲野 正美 印
署名押印		
事件簿番号	住定年月日	夫 妻

外国人の場合は氏名は原則として本国名(語)、生年月日は西暦で、本籍は国名を記入してください。
押印の習慣がない国の人は署名のみで結構です。

届出人、証人が同じ氏の場合は、それぞれ別の印で押印してください。

20歳以上の人にもらってください。(20歳未満でも婚姻されている人は成年者となりますので、証人になることができます。)

証人	乙川 健一 印	金 永姫 印
生年月日	昭和27年4月11日	西暦1958年2月14日
住所	名古屋市熱田区神宮 3丁目1番5号	名古屋市名東区筒井 1丁目7番74号
本籍	愛知県海部郡蟹江町学戸 3丁目1番	韓国

屋間の連絡先を記入してください。
携帯番号でも結構です。

連絡先
電話 (331) 8181
自宅、勤務先、呼出 番号